

令和2年度 福岡県嘉穂・鞍手保健所の重点事業と取組み

例年、各課の重点事業と取組みについて報告しておりますが、今年度は、所全体で新型コロナウイルス感染症に対応しておりますので、その概要について報告いたします。

1 保健所で行っている新型コロナウイルス感染症に関する業務について

- ① 帰国者・接触者相談センターとしての電話相談受付（24時間対応）
- ② PCR検査検体採取
- ③ 検体搬送
- ④ 検査結果告知
- ⑤ 就業制限、入院勧告等の通知
- ⑥ 患者の医療機関、宿泊施設への搬送
- ⑦ 搬送車両の養生、消毒作業
- ⑧ 積極的疫学調査（患者調査、施設調査）
- ⑨ 濃厚接触者の健康観察
- ⑩ 入院患者の病状確認
- ⑪ 濃厚接触者への災害時の避難案内
- ⑫ 宿泊施設への保健師派遣
- ⑬ 福岡県コロナ対策本部への職員派遣
- ⑭ 医療物資（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド）の配布

2 新型コロナウイルス感染症の発生状況

事前にいただいた御意見・御質問で、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供をして欲しいとの御意見を頂いておりますので、管内の状況について以下のとおり情報提供致します。

なお、日々の患者情報等は、以下のサイトで公表しております。

福岡県庁ホームページ>福岡県内での発生状況

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-hassei.html>

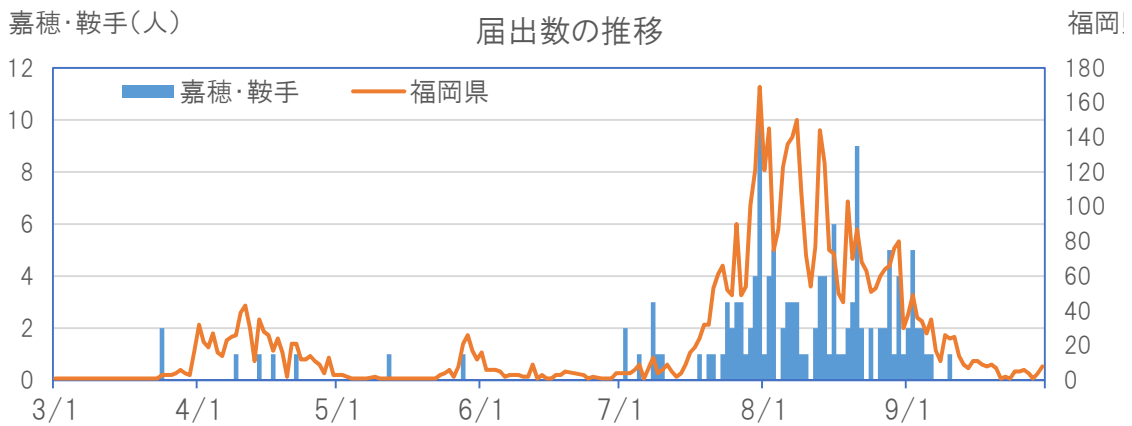
福岡県 新型コロナウイルス感染症ポータルサイト>福岡県内の感染動向

<https://fukuoka.stopcovid19.jp/>

① 届出数の推移

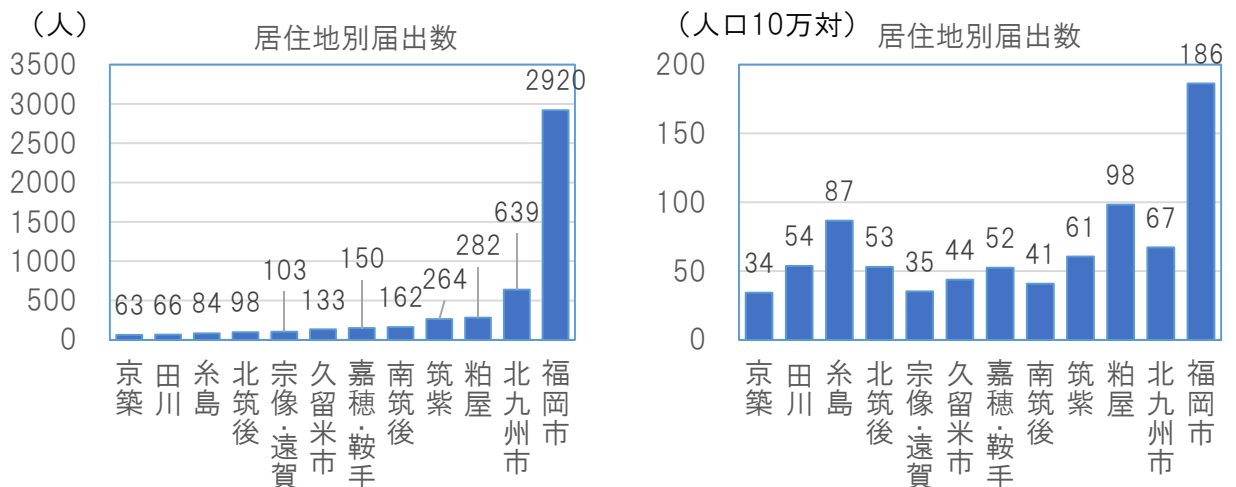
県内初の新型コロナウイルス感染症の発生届は、2月20日に福岡市にあり、次いで北九州市でありました。県域では、3月19日に宗像・遠賀保健福祉環境事務所に次いで、3月24日に当所に届出がありました。

当所管内の発生動向をみると、県全体と同様に7月から届出が増加し、8月にピークを迎えました。当所で最も届出数が多かった7月31日は10人となり、患者への聞き取り、関連する施設の状況調査、患者が通っていた学校や施設の閉鎖等の相談、接触者への連絡と検査の案内、検体採取および搬送等の業務に対応するため、事務職を含めた事務所全体での体制をとりました。



② 各保健福祉環境事務所別における届出件数

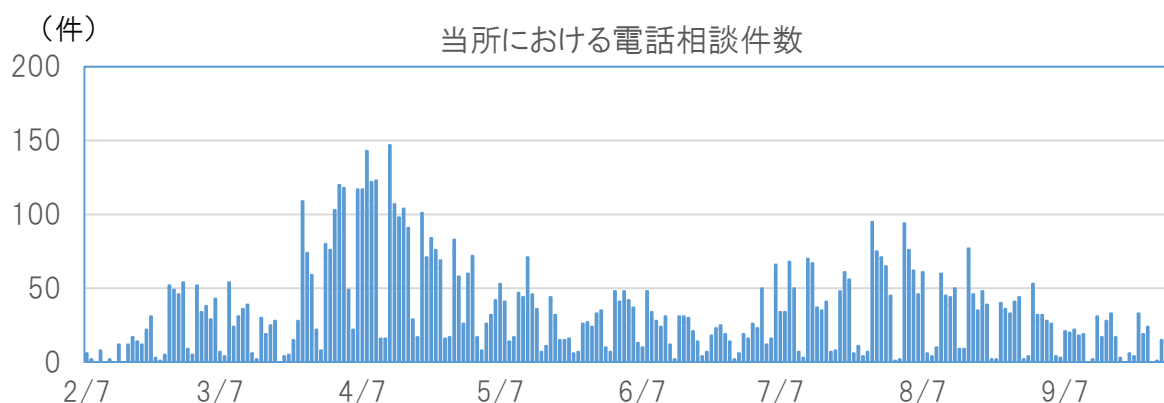
県内の政令市・中核市および県域の9保健福祉環境事務所を比較すると、福岡市、北九州市に次いで粕屋、筑紫の届出数が多くなっていました。人口10万対でみると、当所は、9月末日現在では、8番目に多くなっていました。



※ 福岡県庁 HP : 9月末日までの届出数と H27 年国勢調査人口を用いて算出。

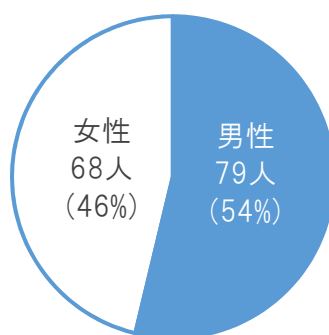
③ 当所における電話相談件数の推移

最大で4月13日には147件の電話相談があり、うち1割程度が医療機関からの相談でした。



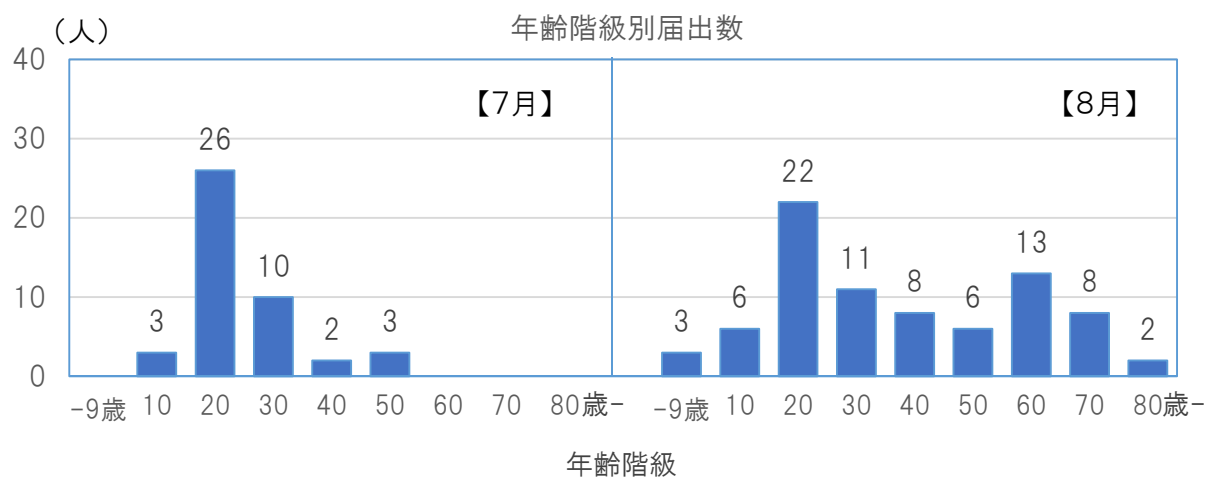
④ 当所における届出の性別

9月末日までの届出のうち、管内に居住地がある147人について集計した結果、男性が多くなっていました。



⑤ 時期別の年齢階級別届出数

年齢階級別の届出数をみると、7月は10～50歳代に限局していましたが、8月には9歳以下の小児や80歳以降の高齢者まで広がっていました。



3 事前にいただいた質問等への回答

- ① 報道されているような保健所や医療機関のひっ迫状況はあるのですか？また、新型コロナウイルスに関する情報を整理して開示してほしいです。
- ・当所の感染症係は7名、課長1名の計8名で、当初は通常業務に加え、1①～⑭の業務を行っておりました。
 - ・8名では対応しきれず、臨時職員等5名を採用しました。また、陽性者が増えだすと疫学調査に従事する保健師の数が絶対的に足りない状況となり、他課からの応援を行うようになりました。
 - ・土日、祭日の対応も必要となり、現在は他課から事務職や保健師以外の技術職も含め応援体制をとっております。
 - ・医療機関におきましては、感染症指定医療機関ではない病院にもコロナ患者の入院受け入れをお願いしており、患者を受け入れる医療機関は、それ相応の看護体制が必要であり、大きな負担をおかけしているものと考えます。
 - ・県内における発生状況等の統計資料は福岡県庁ホームページで公開しています。
- ② 各課、係では企画されている研修会やイベントについて、今年はどうのように開催されていますか？
- ・大半の研修会やイベントについては中止、または縮小し3密を避けての実施とさせていただきます。
- ③ 感染予防啓発事業で、今後新型コロナウイルス感染症予防にむけて検討されていることはありますか？
- ・今のところ、個別相談への対応としております。皆様におかれましては、厚生労働省が示しております「新しい生活様式」の取組をお願いいたします。
- ④ 市町への情報伝達について
- ・陽性者発生の際には、陽性者が居住している市町への情報提供を行っておりますが、陽性者が多数発生した際には、連絡が遅くなり市町担当部局の皆様には、大変ご迷惑かけ致しました。今後は出来るだけ、市町担当部局の皆様にはご迷惑がないよう致します。
- ⑤ 感染者の情報開示について
- ・陽性者の情報につきましては、陽性者の人権に配慮し、個人を特定できるような情報は公表いたしません。陽性者が発生した事業所等からの相談については、個別に対応しております。